

令和3年3月20日

会員及び関係者の皆様へ

(一社) 国際善隣協会
会長 矢野一彌

善隣協会の活動再開に向けてのお知らせ

本年に入り、1月以降続けてきた1都3県における「緊急事態宣言」は、一昨日菅総理により正式に解除が発表されました。これを受けて当協会も3月22日(月)より下記の通り活動開始をすることといたします。長期間ご不便をおかけし申し訳ないことでしたが、皆様のご協力により、会員の皆様方及びテナント様にも感染者は出ておりません。ご協力を、ありがとうございます。

これは、一昨日(3/18)の常務会及び各理事からの承諾の基に決定されました。
活動開始の主な指針としては、下記のとおりです。

記

◆基本的な考え方

昨年12月24日付けの皆様にご連絡した状態に戻すことを基本といたします。

◆具体的な指針

- (1) 協会事務局は、3月22日より出勤する。午前10時より午後4時までの勤務とする。
- (2) 5階会議室、7階談話室の利用について
当面は、外部への貸し出しは「安全第一」の観点から停止するが、会員の利用については「3蜜」に注意し利用することを認める。
- (3) 講演会の実施について
対面による講演会は、実施しない。それに代わり、Zoomを利用する「リモート講演会」の方法を行うことを今後の基本方針とする。
- (4) 4月度の理事会
4月22日(木)午後1時から開催する。・・・関係者には別途連絡する
- (5) 常任委員会ほか協会組織の活動については、実施する場合は原則として「ソーシャルディスタンス」が確保される方法において、「3蜜」に十分注意して実施する。

この決定は、非会員の方や当会館のテナント各社様のことを考慮し、皆様へのご協力をお願いするものです。会員各位におかれましては、リバウンド(感染の再拡大)を警戒しつつ、健康面、安全面を第一にお考えいただき、くれぐれも体調管理にお努めください。

以上